

商品概要説明書

スーパー定期貯金〈単利型〉

令和7年4月1日

1.商品名	・スーパー定期貯金 (愛称：MYHOUSE定期貯金)
2.販売対象	・当組合の住宅ローン契約者および同居の家族(個人のみ)
3.期間	・定額方式 1年間 ・自動継続(元金継続または元利金継続)
4.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)その他	・一括預入といたします。※新規のご資金に限ります。 ・10万円以上1,000万円未満 ・1円単位 ・ATM、インターネットバンキングでの取り扱いは出来ないものとします。
5.払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の 入手方法	・店頭表示金利に、0.05%上乗せした金利を満期日まで適用します。 *上乗金利は当初1年(初回)のみの適用であり、自動継続後の適用利率は、継続時のスーパー定期貯金の店頭表示利率となります。 *他の金利優遇商品との金利上乗による併用(同時適用)はできません。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています。 または、窓口にお問い合わせ下さい。
7.手数料	—
8.付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9.中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 6か月未満 解約日における普通貯金利率。 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%
10.貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融共済部(電話：049-227-6280)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
12.その他参考 となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

JAいるま野

商品概要説明書

＜定期積金＞

令和7年4月1日

1.商品名	・定期積金 (愛称：MYHOUSE定期積金)
2.販売対象	・当組合の住宅ローン契約者および同居の家族（個人のみ）
3.期間	・定額式 ・6か月以上5年以内
4.払込方法 (1)払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払い込みいただきます。 普通貯金口座からの自動振替による受入となります。
(2)払込金額	・なお、2021年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。
5.払戻方法	・毎月掛込金額は1,000円以上とさせていただきます。
6.給付補てん金 (1)適用利回り	・満期日以降に一括して払い戻します。
(2)利払頻度	・店頭表示金利に、0.05%上乗せした金利を満期日まで適用します。
(3)計算方法	・満期日以後に一括して支払います。
(4)税金	・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。
(5)金利情報の 入手方法	・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
7.手数料	・金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています。 または、窓口にお問い合わせ下さい。
8.付加できる 特約事項	—
9.中途解約時の 取扱い	—
10.貯金保険制度 (公的制度)	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
11.苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12.その他参考 となる事項	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部（電話：049-227-6280）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。
	・紛争解決措置 苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。又は当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。
	・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
	・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

JAいるま野